入院時食事療養費に係る基準

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

また、食堂加算の施設基準を満たしており、お食事は病棟の食堂・デイルーム等でもお召し上がりいただけます。